

音響機材

利用の流れ

①貸し出し状況確認→②申請書提出→③貸し出し→④利用→⑤返却

■①貸し出し状況確認

- ・西区地域協働課の窓口または電話で貸し出し状況をご確認ください。

■②申請書提出

- ・利用申込みは利用希望日の3ヶ月前の西区役所開庁日から原則先着順で受け付けます。
 - ・コミュニティ活動支援機材貸出申請書（様式第1号）に必要事項をご記入いただき、メール、FAX、郵送、ご持参いずれかの方法で西区地域協働課に提出してください。
 - ・利用期間は2日間までとします。
- ただし、利用日が区役所の閉庁日にあたるときは、その直前の開庁日に貸し出します。
（その日に利用者がいない場合に限りです。）
- また、返却予定日が閉庁日である場合は、直後の開庁日に返却していただきます。

例

木	金	土	日	月	火	水
	貸出	利用日		返却		

※貸出日と他の利用者の返却日が重なる場合は、その利用者から返却され、機材を点検した後に貸し出すことになりますのでお渡しするのが遅くなる場合があります。

■③貸し出し

- ・貸し出し日の開庁時間内に西区地域協働課へお越しください。
- ・機材は重いため、必要に応じて台車をご持参ください。諸事情でどうしても台車を用意できない場合は事前にご相談ください。

■④利用

- ・ 機材は防水仕様ではありません。雨天時、機材が雨に濡れる恐れがあるときは使用しないでください。
- ・ 利用者が故意・過失により破損・故障させた場合には、修理代を実費負担していただく場合があります。
- ・ 利用者の利用状況によっては、以後の貸出申請をお断りさせていただく場合があります。
- ・ 機材に使用する電源などは各自でご用意ください。
- ・ 本機の CD プレイヤーは再生できない場合があります。
- ・ 2006 年度から使用している機材のため、年数が経っており、動作保証はありません。
- ・ 貸し出し前に動作確認を希望される場合は、事前にご相談ください。

■⑤返却

- ・ 借りたときの状態に戻し、返却日の開庁時間内に西区地域協働課へ返却してください。
- ・ 返却時も台車は各自ご用意ください。諸事情でどうしても台車を用意できない場合は事前にご相談ください。

【問い合わせ・提出先】
西区総務部地域協働課
〒651-2295 神戸市西区糺台5-4-1
メール:nishi-machishien1@city.kobe.lg.jp
電話：078-940-9501（内線291）
FAX：078-991-5546